

令和5年度新潟市建設工事総合評価方式の主な改定等について（お知らせ）

1 「新潟市建設工事総合評価方式試行要領の運用基準」の改正について

評価項目「新潟市消防団協力事業所」の評価基準を「新潟市消防団協力事業所表示制度実施要綱」の運用が変更されたことに伴い、改正します。

2 「ボランティア活動」の実績の取扱いについて

令和2年11月12日付け「総合評価方式における「ボランティア活動」の実績の取扱いについて（周知）」の取扱いについて、令和5年度からはこの取扱いを行いません。

3 配置予定技術者を兼任する場合の手続きについて

令和3年3月23日付け「総合評価方式において配置予定技術者を兼任する場合の手続き及び監理技術者補佐の施工実績等の取扱いについて」において、総合評価方式の案件で配置予定技術者を兼任で配置しようとする場合には、事前の手続きが必要となっていました。この手続きを不要とします。

技術資料の審査時に、併せて配置予定技術者の兼任の可否についても確認します。

4 新潟市建設工事総合評価方式試行要領に定める技術評価委員会設置基準の一部改正について

組織改正に伴い、別表1及び別表2について、所属名を改正及び追加します。